

【セッション3】今後の備え1 自治体の文化財防災対策 愛知県～災害への備え—まず、できることから—



村田 真宏 愛知県美術館

愛知県美術館の村田でございます。時間が押していますので、できるだけコンパクトにお話ししたいと思います。

今回のテーマである連携を構築していくということですが、地方自治体のなかには、文化財防災への体制がそう整っているわけでもないし、必ずしも意識が高まっているわけでもない、何かが始まっているわけでもないというところも結構あると思います。

愛知県の場合も、私のタイトルを「まず、できることから」としたのも、ネットワーク的なものがまだできていない、それも県が中心になった形のものができていないという状態だからです。

愛知県美術館というのは知事部局に属しています。知事部局にいて、館の運営上、ふだんあまりストレスや困難さを感じることはありませんが、このことに関しては、美術館が知事部局にあって、文化財保護やネットワーク構築の中心になって動いてもらわなければならない教育委員会の文化財保護担当課室との連携がとりにくいというのが大きなネックになっていると思います。これが教育委員会所管の美術館長であれば、教育長などと直接に話をする機会ももちやすいと思いますが、実際に行政機関の中で仕事をしていくと、私が例えば愛知県の教育長に何か話しに行くというのは、そう簡単にできることではありません。

そのような状況の中で「できることをやっています」という報告をさせていただきます。したがって、これは愛知県からの報告というよりは、愛知県美術館がかかわった事例としてお聴きください。

愛知県美術館は、この写真でご覧いただくとおり(図1)、愛知芸術文化センターという大規模な複合文化施設の中にあります。ですから、防災のことなどを考えるとしても、美術館だけでは全く成立しない。防災訓練を実施するにしても、このセンター全体で調整しなければなりません。

今日は、それでも少しは館を出て愛知県博物館協会のなかでの体制づくりに着手していることを中心にご報告します。お手元の資料は、愛知県博物館協会の「災害発生時における支援活動実施要領暫定版」です。なぜ暫定版となっ

ているかということについては、これからお話しします。

簡単に自己紹介的に愛知県美術館で何をやっているかということをお話ししながら本題に入っていきたいと思えます。当館の場合、芸術文化センターの10階と、ギャラリーが8階という大きな建物の上層部に位置しているため、いざ災害が発生した場合の避難誘導などに独特の難しさがあるということで、かなり危機感を持って日常的なトレーニングをやっています。

まずシミュレーション・ミーティングというのは、さまざまな災害発生状況を想定して、職員が集まってチームをつくってその場合の対策などを検討をするというものです。これはかなり回数を重ねてきていますが、例えば私は今日ここにいるわけですから、今、美術館で何か起きたら館長はいないわけです。では、誰がやるのか。土日だと職員は3～4人で、お客さんがいっぱい入っているということだってあります。そういうときに何をするのか、誰が責任者になるのかといったことを検討します。それをやっ



図1 愛知芸術文化センター

ていると、具体的な施設面のこと、また芸術文化センター全体での防災体制のことなどを確認していかなければなりません。このような検討を重ねていきますと、実際の訓練をやらなくても災害発生時に美術館としてやるべきことがそう簡単にはできない、つまりボトルネックになっていることも浮き彫りになってきます。ここの部分が詰まっているので、ここを何とかしなければ、実際に起きたときに動けない。このシミュレーション・ミーティングは、東日本大震災以前から取り組みはじめていて、少しの中断もありましたが、現在も定期的を実施しています

そして、その延長として、ブラインド・トレーニングを、つまり詳細なマニュアルなどを定めずに状況だけ設定して防災訓練をやっています。これも芸術文化センター全体でやるものですが、美術館が中心になるときは、例えば館長や副館長が出張、不在というプラカードを掲げて、訓練には直接参加せずにそのときにいるスタッフだけで必要な役割を分担しながらの訓練を実施しています。そういう訓練をやりますと、ほろほろになることもあります。いっぱい問題が出てきます。詳細なシナリオをつくと、訓練がうまくいかなかったときにシナリオのせいにしてしまいます。「こんな細かいことが書いてあるシナリオのとおりにはやろうとしても時間が押すのは当たり前で、できっこないじゃないか」と言って何も反省しないことだってあります。しかしこれをやると、うまくいかなかったことは全部、自分たちの責任になるわけです。

これまでそういう訓練をやってきましたが、芸術文化センターのほうも実際の避難訓練の必要性を理解して、ことしの2月ぐらいだったと思いますが避難訓練コンサートという大ホールに1,000人以上の人を集めて、そこで実際に生演奏をやっているときに地震が起きたことにして、お客さん全員に避難してもらおうということをやりました。美術館でのブラインド・トレーニングが周囲にも少しは効果があるのかなと感じています。

つぎに全国美術館会議にかかわることです。全国美術館会議では、阪神・淡路大震災が起きた時、救援委員会による文化財レスキューに参加し、その後、全国美術館会議だけで被災地域の博物館の被災調査を行い、平成11年に報告書をまとめました。そしてさらに、大災害が、今後いつ来るかわからないので「大災害時における対策等に関する要綱」とそれにもとづく情報収集や救援活動に関する実施要領をつくりました。

東日本大震災が起きる前には、この要綱と要領が、今の

例えば情報伝達の方法とは実態がずれて、余り役に立たないのではないかという話もありました。そうはいっても東日本大震災後の文化財レスキューなどで全国美術館会議の動きがかなりよかったというのは、この定めがあったからだと思います。この要綱には救援対策本部をどうやって立ち上げるかといったことが書いてあったので、それが拠り所となったわけです。

愛知県美術館は、この要綱の中の定めで、東海ブロックすなわち静岡県、岐阜県、愛知県、三重県のブロック本部館になっています。ブロック本部館であるということについては、この要綱ができてから東日本大震災が起きるまでずっと自覚は持っていました。私たちは何かあったらやらなければならないということ意識はしていましたが、ほかのブロックでは、ブロック本部館がどこかということすらわからないという状態になっていました。

東日本大震災の後には、毎年3月11日に、ブロック本部館である愛知県美術館からファクスをお送りして、例えば明日3月11日の午前10時に想定されている東海・東南海連動型の地震が起きたときに、各館が各館の状況で、各自自治体が発表する震度想定や被害想定一海に近い館だと津波の想定がありますから、その想定とその館のそのときの状況で被災想定をして、連絡してくださいという訓練をやっています。

愛知県美術館からファクスを45館に送って、被害状況を教えてくださいということをやりますが1回目にやったときは、ファクスを送るのに2時間以上かかりました。それは1館1館にその都度ダイヤルして送ってました。実際にやってみるとそういう問題がわかります。これはいけないというので、45館ぐらいの会員館のファクス番号を登録しておいたり、ファクスがない館などいろいろな事情がある館もそれで把握できるわけです。

ファクスは、大きな災害があったときには使えないだろうという意見もありますが、実際にはファクスが使えないから何か考えなければならないというのも、訓練でファクスを使っているとわかるし、規模と被災状況によっては、ファクスを送れても返事が来ない。返事が来ないところがどうも被害が大きそうだという推定ができるわけですから、全く無力ではないので、今はこういう訓練をやっています。

そして愛知県博物館協会で「災害発生時における支援活動実施要領暫定版」をこの6月につくりました。これは実は大変手間がかかりました。私が提案をしてから足かけ5年か6年かかっています。それは、愛知県博物館協会の規

約をまず改正しないと何ともならないというのが見えてきました。1964年に11館で愛知県博物館協会というのは出発して、今118館あります。その規約は、博物館仲間で連携してやっていこうというような緩やかなもので、そこには総会で物事を決めると書いてあっても総会の成立要件や議決要件も書いてないものでした。

これはだめだというので、まず規約を改正するのに3年ほどかかりました。改正する必要があるかどうかというのを1年かけて議論して、改正の段階に入って原案を出す、いろいろな意見がでてくるわけです。そのため私が会長をやっていた2年間は、その案をつくるところで終わりました。その後、無事に改正され、協会の事業として今、愛知県博物館協会の規約には「災害発生時における相互協力の支援」という言葉が入っています。それを受けてこの「災害発生時における支援活動実施要領暫定版」というのをつくりました。

暫定版というのは、1年後、来年の総会でもう一度、暫定版を持ちながら検討して決定版をつくるということになっています。なぜ暫定版にしたかということ、最初は全国美術館会議の要綱、要領を踏まえて、それを愛知県に適用したような案をつくりましたが、多くの館でそれをどう受けとめてよいかのわからないような状態になりました。

愛知県博物館協会の会員館118館というのは、規模も、館の性格も美術館、民俗資料館など多々ありますし、設立母体も違います。「総論はいいけど、こんなことができるの?」というところもありますし、そこまで露骨には言われませんが、「うちはうちでやっていくから、レスキューなんか来てもらわなくてもいい。変な人が来て資料を扱われたら困る」というような館もあったのではないかと思います。「協会が救援活動に出したいといっても、うちは出せないよね」という館もあって、さまざまです。つまり防災への取り組み、文化財レスキュー等への理解度もさまざまなわけです。愛知県美術館は割合積極的に文化財レスキューにも参加してきましたし、全国美術館会議の活動にも参加していましたので、そういうところの抵抗感はありませんでした。これからいろいろなネットワークなどをつくっていくときにそうだと思いますが、ここにいらっしゃる皆さんのような問題意識があって、また情報も持っている方は、そういう議論や検討にすっと入れると思いますが、そう簡単ではないのです。必要性は理解できるけれども実際に人を出せないとか、管理者になればなるほど、どういう根拠で出せるのかとか、いろいろなことが心配になって

きます。

一方で災害はいつ起きるかわからないので、途中にいっぱい案をつくりましたが、あるときに発想の転換をして、コンパクトな要領で、かつ、まずは暫定版ということで提案することにしました。1年後に決定版にすることを前提としたものですが、災害はいつ起きるかわからないから、暫定版をつくっておけばこれに基づいて活動ができるからというような説明をして採択してもらいました。

お手元にありますので見ていただきたいのですが、基本は、その時必要な活動は幅広く実施できるものです。救援委員会も文化財「等」というのをつけて、指定文化財以外のものをレスキューできるようにしました。また、会員館が原則ですが、会員館以外のものも文化財、自然遺産や、その他、必要と認めるものも対象にすることができます。

そして基本的には会員館が安心できるように、これは全国美術館会議もそうですが、被災館が救援要請して初めて動く。勝手に踏み込むことはありませんから安心してください。会員館に支援活動への協力要請があったときも、可能な範囲で協力してください。だから、無理に駆り出されることはありませんと。こうして、今、暫定版を持っているところです。

愛知県博物館協会は、理事会の下に実行委員会というのがあって、ここで今この暫定版について文言や考え方などをさらに調整をして、若干、手を加えるようなことを検討しています。それを提案して来年の総会で採択してもらおうということです。

さて、今後への課題ということですが、愛知県博物館協会というのは任意団体で、県域で集まっています。地域での連携ということでは力を発揮できるはずですが、愛知県の場合、文化財保護行政の部分で災害対策に対する体制が極めて弱いので、県全体での防災体制、ここで話題になっているネットワークづくりなどに対してどのようにしていくのかというのは、まだまだなかなか手をつけられない状況です。

また、日本博物館協会や、あるいはこれからつくられていく全国的な体制のなかで、都道府県の博物館協会がどのようなポジションに位置づけられるのか。例えば救援委員会のもとで実施される文化財レスキューなど、いろいろなものにどのように関与していくのか。これも我々というよりは、むしろ日本博物館協会や文化庁など、いろいろなところでも検討していただかないとポジションが非常に不安定なわけです。当然、救援委員会などの協力団体も各都道

府県の博物館協会まではこれまでのところ入ってないですし、中間で変な動きをしても情報の伝達などで、かえって混乱を招くという可能性もあります。

ごく簡単にご報告させていただきましたが、三重県や和歌山県の方がはるかに進んでいます。愛知県のようにあまり進んでいないところがあるということをご承知いただければと思います。

災害発生時における支援活動実施要領暫定版

愛知県博物館協会

はじめに

阪神・淡路大震災、東日本大震災という大規模かつ深刻な地震災害、さらに度重なる台風や集中豪雨などによる自然災害は、日本各地で博物館施設やその地域のさまざまな文化財に甚大な被害をもたらした。博物館の活動が対象とする資料は、人間の生きる環境、歴史と文化の最も重要な部分を構成している。それ故に博物館資料と地域社会に蓄積された文化財や自然遺産は、社会共有の財産であり、有形無形にかかわらず存在するこれらのものを可能な限り未来に伝えるための十分な配慮を払わなければならない。博物館が果たすべき責任とは、国際社会に及ぶまで広範囲であり、また未来世代に対するものである。

私たちが、度重なる自然災害と、そこで行った救援活動や調査活動から学んだことは、災害による被害を最小限に抑えるために、事前の知覚と災害発生時の迅速な対応が不可欠であるということ、またその効果的な実践のためには、博物館相互及び関係機関との共通認識並びに緊密な連携が必要であるということである。

愛知県博物館協会は、来るべき東海地震をはじめとする災害の発生に備え、その具体的な行動の拠り所として以下にその実施要領を定める。

(目的)

この要領は、愛知県博物館協会規約第 3 条(4)（災害発生時における相互協力の支援）の規定に基づき、各種の災害が発生し、愛知県博物館協会(以下「協会」という。)に加盟する博物館(以下「会員館」という。)等に被害が発生した場合に、必要に応じて被害を受けた館(以下「被災館」という。)への情報収集と支援活動(以下「支援活動」という。)を円滑に行うことができることを目的に定める。

(災害及び被害)

災害とは、地震、風水害、火災、人為的災害等をいう。被害とは、それが原因で生ずる博物館における施設、管理資料、利用者、職員等への損害をいう。
2 災害が発生することが確実に予想され、それが原因で被害が確実に見られる段階も同等と見なすものとする。

(組織)

支援活動を迅速かつ確実に実施するため協会内に支援対策本部(以下「本部」という。)を置く。本部は原則として協会事務局に置くものとする。この時事務局のある館が被災館となるなどの事由によりその任を兼たせない場合は、原則として副会長が所属する館がその任にあたるものとする。

2 協会は、この支援活動を実施するにあたり、立地や専門性を考慮し必要に応じて県内に拠点館を置くことができる。

(支援活動の範囲)

協会が実施する支援活動の対象は原則として会員館とするが、必要に応じて以下の範囲で実施することができる。

- (1) 当該地域の非会員館、文化財、自然遺産等
- (2) その他、必要と認められるもの

(支援活動実施の決定)

支援活動の決定(以下「決定」という。)は、理事会においてなすものとする。但し、緊急を要する時には、会長は副会長と協議のうえで暫定的に決定ができるものとする。その場合、会長は速やかに理事会を招集し、正式な決定を行わなければならない。

(会員館)

会員館は災害が発生した場合、支援活動が円滑かつ確実に進めるよう以下の役割を担うものとする。

- (1) 会員館は、災害が発生した場合、速やかに自館の被害状況の有無を把握し本部に必要な報告を行う。
- (2) 協会内に本部が設置され、被災館として協会からの支援が必要な場合には、支援要請を行うことができる。
- (3) 会員館は協会から支援活動への協力要請があった場合、情報や資料の提供、人的な支援等に可能な範囲で協力するものとする。

(情報収集に関する支援活動)

協会は、災害が発生し会員館に何らかの被害が生じたと推定される場合には、本部を配置し必要な情報収集に関する支援活動を実施するものとする。

- (1) 本部は会員館の被害状況の把握と集約に努める。
- (2) 本部は把握した被害状況のうち、被災館が公開を承認した情報について会員館に伝達することができる。
- (3) 本部は被災館が承認した情報について、他の諸団体(被災救援組織、公共団体など)に被害状況を伝達することができる。
- (4) 情報の伝達手段は、原則として文書や FAX、電子メール等記録の残る手段によるものとする。但し、これらによることができない場合には、伝達可能な手段を用いることができる。その場合も可能な限り記録を残すように努める。
- (5) 本部は会員館及び他の諸団体に被害情報を伝達した場合、被災館に対して、その全記録を報告するものとする。

(被災館からの情報伝達と委託)
 災害が発生した地域の会員館は、速やかに被害の有無を把握し、以下のことを協会に報告するものとする。

- (1) 被害の有無と被害がある場合はその状況
- (2) 被害状況の公開と伝達の範囲について

2 被災館は、被災状況等の伝達、公開の業務を本部に委託することができる。

(支援活動の内容)

協会が実施する支援活動(情報収集に関する支援活動を除く)の内容は以下の通りとする。

- (1) 応急処置の方法についての情報提供
- (2) 応急処置・修復技術者等についての情報提供
- (3) 応急処置用資材等の提供
- (4) 被災館(被害を受けることが確実な会員館を含む)の管理資料の一時保管場所の提供
- (5) 作業援助
- (6) 救護委員会等関係団体、県市町村教育委員会等との連絡調整
- (7) その他、協会が必要と認める支援活動

(調査活動)

協会が、災害によって会員館等に被害が発生した場合には、その後の防災対策に役立てるため被害内容の調査を実施し、会員館に報告することができる。

(報告)

協会は、支援活動を実施した場合には、会員館に対してその報告を行うものとする。

(外部との連携)

協会は、災害の発生によって支援活動を実施することとなった場合は、必要に応じて官公庁に支援を要請し、関係団体との連携を図ることで本要領の目的の達成に努めるものとする。

(日常的業務)

協会は、日頃から災害時の支援活動を円滑に実施できるよう、また、会員館が災害に対する日常的な対策を実施できるよう、必要な情報の収集と提供に努めるものとする。

2 会長(事務局長)、副会長の所属する館は、この要領に准じて本部となった時、その業務が日常の人員配置で対応できない場合を想定し、会員館に人的協力や、一部業務の担当が要請できるか否か等を事前協議しておくことが求められる。

3 事務局は、災害発生時における会員館との連絡方法等について、事前に把握しておくこととする。また、この目的で収集した情報については、他の目的のために利用されることかあつてはならない。

4 会員館は、日頃から災害時に被害が生じないよう可能な対策を実施するよう努めるものとする。

5 会員館は、自館が被災館となった場合のことを想定し、協会に対してどのような情報提供や支援要請ができるかを日頃から検討するよう努めるものとする。

6 会員館は、災害時に協会としての支援活動が実施された場合に対応できるよう、日頃から設置者との事前協議、情報の収集、資材の備蓄、人的支援体制の確保等に努めるものとする。

(雑則)

この要領は暫定版として定めることとし、施行1年を経過した後に改めて必要な手続により本要領を定めるものとする。

(附則)

この要領は、平成26年6月25日から施行する。